

一般社団法人室蘭工業大学同窓会

定 款

一般社団法人室蘭工業大学同窓会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人室蘭工業大学同窓会（以下「当法人」という）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道室蘭市水元町27番1号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国立大学法人室蘭工業大学における教育研究の支援を行うと共に会員相互の親睦を図り、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国立大学法人室蘭工業大学の教育研究活動の支援
- (2) 国立大学法人室蘭工業大学の学生に対する支援
- (3) 講演会等の開催
- (4) 会員情報の管理
- (5) 会報等の発行
- (6) 当法人の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第7条 当法人の会員となる資格を有する者は、国立大学法人室蘭工業大学を卒業又は大学院を修了し、法人所定の方法により会費を納入した者とする。なお、入学時に所定の方法で会費を納めた者は、国立大学法人室蘭工業大学を卒業又は大学院を修了までの期間、学生会員とし、卒業又は修了時に自動的に会員とする。

2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第 8 条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定める会費を完納するものとし、当該会費の完納をもって入会の申し込みがあったものとみなし、会員となる。

（経費の負担）

第 9 条 会員は、社員総会において定める会費規程に基づき会費（以下「会費」という）を納入しなければならない。

（任意退会）

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (5) 除名されたとき

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。ただし、学生会員は除くものとする。

第 3 章 社員総会

(社員)

第 14 条 当法人の法人法上の社員は、会員の中から、20 名以上 35 名以下の人数を持って選出される代議員をもって社員とする。

2 社員を選出するため、この法人に代議員選任・解任委員会を置き、社員の選任及び解任は、代議員選任・解任委員会において行う。

3 代議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名で構成する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。代議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が社員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 代議員選任・解任委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

7 社員の任期は、選任後の 2 年後に開催される定時社員総会の終結の時までとする。ただし、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないこととする）。

8 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の社員を選出することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。

9 補欠の社員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該社員が補欠の社員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の社員の補欠の社員として選任するときは、その旨及び当該特定の社員の氏名

(3) 同一の社員（2 人以上の社員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の社員）につき 2 人以上の補欠の社員を選任するときは、当該補欠の社員相互間の優先順位

10 第 8 項の補欠の社員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

11 増員により選出された社員の任期は、選任後の 1 年後に開催される定時社員総会の終結の時までとする。

(種類)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 16 条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 17 条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事並びに監事の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の事業報告並びに決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 18 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集通知は、総社員に対し、会日の 1 週間前までに書面にて発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は 2 週間前までに発するものとする。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数を有する社員が出席し、総社員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第23条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した社員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規程)

第25条 社員総会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第4章 役員

(役員の設定等)

- 第26条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、2名を代表理事とし、代表理事をもって会長及び理事長とする。
(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事、監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ、免除することができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 増員として選任された理事の任期は、選任後の1年後に開催される定時社員総会の終結の時までとする。

(解任)

第 31 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 44 条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

- 第 34 条 当法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第 34 条第 1 項の責任の一部免除及び同上第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定時理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長及び理事長が必要と認めたとき
- (2) 会長及び理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長及び理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第 38 条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、決議について特別の利害関係がある場合を除き、理事長又は出席した理事がこれにあたる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議あったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印をしなければならない。

(理事会運営規程)

第 44 条 理事会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(運営委員会)

第 45 条 この法人には、事業の円滑な推進を図るため運営委員会を置く。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、組織、運営その他必要な事項は、理事会において定める。

(顧問)

第 46 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長及び理事長の諮問に答え、又は会長及び理事長に対して意見を述べる。
- 4 第 30 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。
- 5 報酬は無報酬とする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、社員総会に報告（第 2 号及び第 5 号の書類を除く）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会において承認を得るものとする。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

4 当法人の経理処理については、別に定める経理規程による。

第 7 章 定款の変更及び解散及び清算

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会において、総社員の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決によって変更することができる。

(解散)

第 51 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 52 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国立大学法人室蘭工業大学に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

- 第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及び所要の事務局職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める事務局運営規程による。

第10章 補則

(委任)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

- 第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、財産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第11章 附則

(最初の事業年度)

- 第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員等)

- 第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 泉田 孝 (関東)
設立時理事 板倉 賢一 (室蘭)
設立時理事 佐藤 孝紀 (室蘭)
設立時理事 小室 雅人 (室蘭)
設立時理事 関 千草 (室蘭)
設立時理事 岡田 吉史 (室蘭)
設立時理事 雨海 有佑 (室蘭)
設立時理事 下林 清一 (室蘭)
設立時理事 相澤 彰 (室蘭)
設立時理事 野田 照明 (苫小牧)
設立時理事 瀬川 修一 (札幌)
設立時理事 高宮 則夫 (札幌)
設立時理事 宮崎 雅年 (札幌)
設立時理事 原田 憲男 (小樽)

設立時代表理事 泉田 孝
設立時代表理事 板倉 賢一

設立時監事 後藤 龍彦
設立時監事 大石 一良

(設立時社員の氏名)

第 59 条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 1 氏名 溝口 光男
2 氏名 戎 修二

(法令の準拠)

第 60 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人室蘭工業大学同窓会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 4 月 2 日

設立時社員 溝口 光男 印

設立時社員 戎 修二 印

この定款は、一般社団法人室蘭工業大学同窓会の設立登記の日から施行する。

附則

この定款は、令和元年5月18日から施行する。(令和元年5月18日社員総会議決)